

比布町地域計画を策定するので、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第7項の規定により公告し、当該地域計画案を次により縦覧に供する。

当該利害関係人は、令和7年3月25日までに、町に対して当該地域計画案について、意見書を提出することができる。

令和7年3月11日

比布町長 村 中 一 徳



1 比布町地域計画案の縦覧期間

自 令和7年3月12日

至 令和7年3月25日

2 比布町地域計画案の縦覧場所

比布町役場農林課農林業振興室農政係 上川郡比布町北町1丁目2番1号

比布町公式ホームページ

3 意見書に係る留意事項等

(1) 提出先 比布町役場農林課農林業振興室農政係

(2) 提出方法 書面に限る

(ただし、郵便、FAX、電子メール、持参など、いずれの方法でも可)

(3) 内容の公開について

意見書の内容については、その内容を公開する場合があります。

(特定の個人を識別し得る個人情報等については、当該箇所を伏せます)

(4) 回答について

意見書に対する個別の回答は行いません。

比布町地域計画の策定に係る決定公告の際に、意見の要旨及びその処理結果を併せて公告します。

4 比布町地域計画

計画書・地図のとおり